

## 平成 22 年度定期監査（12）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（12）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 23 年 1 月 12 日から同月 31 日までの間において実日数 9 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか、また、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

##### (3) 監査の視点

サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。更に以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等について、仕様書に業務内容の詳細が記載されているか。受託事業者や指定管理者への指導監督が適切に行われているか。また、報告書等により履行確認を十分行っているか。

イ 補助金は、根拠となる要綱などに沿って適正に執行し、内容確認を十分に行っているか。

ウ 随意契約は適正に行われているか。「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針」決定後の契約は、方針に基づき適正に行われているか。

##### (4) 監査対象部課

ア 環境まちづくり事業本部環境部

(ア) 経営課

(イ) 環境課

(ウ) みどり推進課

(エ) 清掃管理課

(オ) 資源循環推進課

(カ) 練馬清掃事務所

(キ) 石神井清掃事務所（以下の施設を含む。）

・谷原清掃事業所

イ 環境まちづくり事業本部都市整備部

- (ア) 都市計画課
- (イ) 交通企画課
- (ウ) まちづくり推進調整課
- (エ) 東部地域まちづくり課
- (オ) 西部地域まちづくり課
- (カ) 大江戸線延伸推進課
- (キ) 住宅課
- (ク) 開発調整課
- (ケ) 建築課
- (コ) 建築審査課

ウ 環境まちづくり事業本部土木部

- (ア) 管理課
- (イ) 道路公園課（以下の施設を含む。）
  - ・第二土木出張所、春日町材料置場
  - ・第三土木出張所、石神井台7丁目材料置場
- (ウ) 計画課
- (エ) 特定道路課
- (オ) 土支田中央区画整理課
- (カ) 土支田中央区画整理工事担当課
- (キ) 交通安全課

2 監査の結果

適正に行われていた。